

2019年6月10日

明清史夏合宿 2019 案内

日時 2019年8月26(月)~28日(水)

場所 マホロバマインズ三浦(神奈川県三浦市南下浦町上宮田 3231)

<https://www.maholova-minds.com/> 046-889-8900

アクセス: 品川より京急で約70分、三浦海岸駅下車徒歩7分

三浦海岸駅からホテルの無料送迎バスが13:05、25、45にあります。

荷物の多い方などはこちらもご利用ください。



目次

プログラム	2
個別報告要旨	3
シンポジウム: 趣旨説明・報告要旨	7
参加申し込みについて(入力方法)	14
参加費について	15

明清史夏合宿 2019 の Facebook ページを開設しました!

<https://www.facebook.com/events/301431504142361/>

「明清史夏合宿 2019 Facebook」で google 検索もまもなくできるようになります。

明清史夏合宿 2019 プログラム

8月26日(月)

13:00 受付開始(本合宿は現地集合・現地解散です)

14:00 - 17:30 開会の辞、【個別報告パートⅠ】

1. 宮古 文尋(上智大学等非常勤講師)「立憲」の交錯—集権と「地方自治」
コメント: 中村 元哉(東京大学)
2. 泉田 浩子(東京外国語大学博士課程)「近世日本における北東アジア認識
—明清交替期の鞆鞆漂流を中心として」
コメント: 辻 大和(横浜国立大学)

18:30 夕食

8月27日(火)

8:45 - 11:55 【個別報告パートⅡ】

3. 村田 遼平(千葉大学博士課程)「清末における善堂の担い手とその動機」
コメント: 小武海 櫻子(学習院大学)
 4. 新井 崇之(学振PD・筑波大学芸術系)「明朝の禁令が景德鎮官窯の瓷器に与えた影響」
コメント: 四日市 康博(立教大学)
- (昼食)

13:30 - 17:30 【シンポジウム: 明清史をジェンダー主流化するⅠ】

<ジェンダー視点で再考する明清社会>

趣旨説明 小浜 正子(日本大学)

報告1 佐々木 愛(島根大学)「中国家族法の原理再考—思想史の見地から」

報告2 黄 麗君(中山大学)「乾隆皇帝的民人嬪妃」

黄報告まとめ 小川 快之(国士舘大学)

海外研究動向紹介 五味 知子(聖心女子大学)

報告3 Matthew H. Sommer, (Stanford University)

”Transgender and Official Panic in Qing Dynasty China”

Sommer 報告まとめ リンダ・グローブ(Harvard University)

コメント: 上田 信(立教大学)

18:30 夕食

8月28日(水)

8:30 - 11:30 【シンポジウム: 明清史をジェンダー主流化するⅡ】

<アジア史における血縁構造とジェンダーの比較検討>

報告4 前野 利衣(学振SPD・早稲田大学)

「モンゴル遊牧民の血縁構造と近世モンゴルの女性たち」

報告4 豊岡 康史(信州大学)「嘉慶海賊」の中のジェンダー」

コメント: 長沢 栄治(東京外国語大学)「イスラームジェンダー研究から」

11:30 - 12:00 閉会の辞 解散

個別報告要旨

個別報告 1

「立憲」の交錯—集権と「地方自治」

宮古 文尋（上智大学等非常勤講師）

1905年、清朝は海外政治視察団の派遣を決定し、翌年視察団が帰国すると立憲準備（預備立憲）の上諭が下された。従来、その政治視察の目的が憲政や憲法となっていた理由については、在外公使や地方大官による「立憲」上奏が重視されていた。しかし、それらの上奏の多くは、当時の報道がその存在の論拠とされ、原文は未だ確認されていない。同時期の原文を確認し得る上奏において地方大官らが建議しているのは、「地方自治」実施に向けた準備である。「地方自治」の目的は、「広範な意見聴取、合議制の創出、人材抜擢」を可能とする制度構築にある。そして、「変法」であろうと「立憲」であろうと、改革を主張する上奏や言論の目的もまた同様である。手段は違えども目的を同じくしていることから、「変法」をはじめとする改革の訴え全てが、「立憲」上奏と報じられていた疑いがある。

一方、朝廷にはすでに1902年、憲法についての情報もたらされていた。慶親王の子、載振はこの年、エドワード7世の戴冠式列席に際して英仏白米日を歴訪し、帰国後、各国事情を多岐にわたり報告する『英軺日記』を進呈した。日本の憲法は、君主大権を規定し、皇位安定を保証するものとして紹介された。1905年、清朝は日露戦争講和会議への高官派遣を画策するが、会議参加は難しい状況が明らかになってくる。そこで慶親王は政治視察を高官の海外派遣の口実とする案を述べ、その視察対象に「憲法」を挙げた。あわせて進呈されたのは、載振に代わり『英軺日記』を著していた唐文治の草稿であった。政治視察団唯一の皇族である載沢は、海外派遣を命じられるとすぐに「日本の立憲」を視察対象として意識した。翌月、唐文治は政体維持を目的に掲げ官制改革案を上奏したが、視察団の出発を阻む爆破事件が起こると、立憲大綱案を付して政体変更を上奏した。載沢に託された「立憲」調査は、確かに「憲法」とは君主大権を規定し、皇位安定を保証するものであるのか否か、その確認であったと思われる。視察団帰国後、「立憲」準備の上諭が下されるが、それを発した朝廷と、それを受け止めた側では、「立憲」の目的が異なる可能性を考慮する必要がある。

ただし、当然、載沢も事前の認識に限らない憲法の他の側面にも目を向けたであろうし、実際の視察で観取したものとの相違もあっただろう。地方大官らにとっての「立憲」、載沢が調査した朝廷にとっての「立憲」、載沢と異なり朝廷の「立憲」の意志を知らされぬまま視察に向かった端方一行にとっての「立憲」、その上奏起草を請け負った梁啓超にとっての「立憲」。本報告では、彼らの上奏を中心に、視察前・視察中・視察後の朝廷内外、様々な立場からの「立憲」と改革構想の行方について検討する。

近世日本における北東アジア認識——明清交替期の韃靼漂流を中心として

泉田 浩子（東京外国語大学総合国際学研究所博士課程）

本発表は、明清交替期の韃靼漂流を研究対象として、一六四〇年代を中心に近世日本で「韃靼」と呼ばれた地域を、幕閣、外交を担当した藩の役人、また海外で見聞した漂流民がどのような思想的背景からそれを捉えたのかを明らかにし、一六四〇年代以降の「韃靼」呼称の使用の変化を考察したものである。

先行研究では一七世紀の近世日本が、清朝を夷狄＝韃靼とみて、明朝＝中華が夷に変態させられた、とみる華夷思想に基づく明清交替史観が幕藩体制下の共通の認識としてあったとし、それが呉三桂等の三藩の乱が一六八〇年代に平定される過程で変化したという。すなわち大清帝国、康熙大帝の盛世が日本人の中に定着し、対中国・清朝観の転換がみられるようになり、特にこの転換は幕藩制度の体制側で早く行われたという。しかし、先行研究で使用された明清交替史観の根拠とする史料は、実際明清交替に関する多くの情報が日本にもたらされた一六四〇年代に記されたものではないため、一六四〇年代にも華夷思想に基づく明清交替史観が存在していたと断定することは難しい。

そこで、筆者は寛永二十一（一六四四）年に発生した、越前国坂井郡三国浦新保村の商人五十八人が三国港を出帆した後、難破して韃靼国に漂着したという出来事に注目し、一連の漂流民送還に関する日・朝・清間の外交交渉と漂流民の見聞から、その漂流の事実を明らかにしたうえで、一六四〇年代の近世日本で、清を夷狄＝韃靼とする幕府の夷狄観念が当時の幕藩体制下の共通の認識であったのかを具体的に明らかにする。

使用する史料は、一、漂流記の各種流布本、二、朝鮮・清朝の官修史料、三、家文書（対馬宗家、山内家）、四、日記や地誌、全集など個人の筆記によるもの、五、外交史料集成の大きく五つに分別することができる。とくに対馬宗家文書の史料は、国内における本漂流の情報伝達を知るうえで重要な資料であったが、従来の研究では殆ど使用されていない。

本発表では、まず明清交替期の韃靼漂流の事実を確定するために、韃靼漂流の流布本を分類し、どのような経緯でそれらが作成されたのかを分析する。次に、幕府と宗家による国内での漂流民への対応、朝鮮との一連の漂流民送還をめぐる対外交渉の流れを整理する。そして、本発表の問題関心である日朝間の外交交渉の当事者であった幕閣、藩の役人と漂流民らが、どのような思想的背景から「韃靼」を捉えたのかを考察するため、漂流民、宗家使者、幕閣林道春（羅山）の関連史料を用い、それぞれの「韃靼」に対する解釈を考察する。最後に今後の展望として、本漂流一件以降の「韃靼」呼称の使用の変化を概観する。

清末における善堂の担い手とその動機

村田 遼平 (千葉大学大学院)

善なる行いを志す諸個人による自発的結社の善会とその拠点施設である善堂は、明末清初の社会的・思想的状況を背景として誕生した。善会・善堂は富と人の集積地たる都市を中心に展開し、清末に至るまで各地で育嬰等の諸事業を行った。

この善会・善堂をめぐる研究では、その思想的背景や事業内容、運営資金などについて検討されてきた。徴信録や地方志を用いて考察した夫馬進・梁其姿両氏は、研究を大きく進展させ、多岐にわたる論点を提示した。そのなかで、とりわけ本報告が重視したいのは、善会・善堂の誕生に関する夫馬氏の分析である。

では、数多くの善会・善堂が設立された清末においても、明末清初同様の原理が働いていたのであろうか。すでに清末の善堂については、その理念の変遷を吉澤誠一郎氏が示したように、従前からの変化が指摘されてきた。しかし、この時期に誕生した善会・善堂について、その動機に対する分析は十分になされていないと思われる。人びとがなぜ清末に善会・善堂を設立したのか、その背景についてなお不明確なことが多く、いまだ検討すべき点が残されている。

また、善会・善堂の地方分布における偏差とも関わり、これまで江南を中心に研究が進められてきた。相対的に設立数が少なかった地方において、なぜ善会・善堂が普及しなかったのかという点に対する検討のみならず、こうした地方の善会・善堂とは何を目的としていたのかを考察することが求められる。

清末の善堂については、吉澤氏をはじめ、華北を対象とした研究が少なくない。これは、清末華北で一定程度善会・善堂が生まれたこと、江南出身者が華北における善堂建設に関与したことがあると思われる。こうした状況は、清朝の首都であり、夫馬氏によって、江南以外では例外的と位置づけられた北京においても同様であった。清末北京の善堂に関する従来の研究において、同治年間以降、官僚や紳士による善会・善堂の創設が活発化したとされるものの、その詳細は明らかになっていない。したがって、19世紀後半の北京における善会・善堂の創設、その裏に生じた現象とは何だったのか、それを担い手に即して考察する必要がある。

本報告では、光緒3(1877)年、北京で設立された資善堂を取り上げ、その創設や運営に参加した人士について分析し、彼らの動機を明らかにすることを試みる。その際に、人士の社会関係に注目して考察をすすめていく。

報告では、まず、資善堂の設立経緯およびその資金について論じ、次に、史料中に「資善堂紳士」などと呼ばれる担い手たちの具体像を述べ、そして、設立時の紳士に着目して、彼らが参加した動機について考察していきたい。史料として、地方志、新聞、檔案を中心に使用する予定である。

明朝の禁令が景德鎮官窯の瓷器に与えた影響

新井 崇之 (学振 PD/筑波大学芸術系)

明朝 (1368~1644) の初代洪武帝 (在位 1368~98) は、元朝の制度を継承し、宮廷で用いる瓷器を景德鎮の官窯で生産させた。さらに、三代永楽帝 (在位 1402~24) の時代には、青花 (青料で絵付した瓷器) を中心とした瓷器の質が大幅に向上し、文様と器形が多様かつ精緻になった。先行研究ではこの要因として、社会情勢の安定や朝貢圏の拡大が指摘されてきたが、報告者はそれらに加え、明朝政府が定めた禁令が、官窯における瓷器の製作に様々な影響を与えたと考える。

ここでいう禁令とは、身分や品級などに応じて使用が禁止された什器を定める制度を指す。本報告では、景德鎮官窯遺跡 (御窯廠遺址) の出土資料や、伝世している官窯製品の形式と文様を分析し、そこに『諸司職掌』『明会典』等の関連する文献史料を対照させることで、明朝の禁令が景德鎮官窯で生産された瓷器にいかなる影響を与えたかを検証する。明代初期に起こった青花文様の大きな変化として、龍文の厳密な規格化を挙げることができる。元朝政府は龍文に細かな規定を設けておらず、青花上にも様々な種類の龍が無造作に描かれていた。これに対し明朝政府は、皇帝が用いる龍文を五爪二角と明確に定義し、数種類の姿勢で構図を固定した (元朝にも定義自体はあったが、順守されていなかった)。さらに、四爪の龍を「蟒」、卷角の龍を「鬪牛」、蹄の龍を「麒麟」などと定義し、龍の細部を変えることで龍文のバリエーションを増やしつつ、龍文に明白な階級を設けた。本来は皇室が用いる龍文を、少しずつ変化させて臣下に下賜することで、儒教的階級秩序を維持しつつ、臣下に対する厚遇の意を表そうとしたのである。

このように厳格な龍の定義を青花に適応するためには、陶工たちが勝手に細部を変えないよう、デザインを固める必要があった。したがって、製作見本を提示して官窯に発注したと考えられ、これが龍文の精緻な図案と、構図の固定化にも繋がったと考えられる。

以上のように、明朝の禁令は官窯瓷器に一定の影響を与えたのである。この背景には、明朝政府が瓷器を単なる工芸品と捉えるだけでなく、国家統治を円滑に行うツールとして重視していたことが指摘できる。本報告では、他にも麒麟文や鳳凰文の例を挙げ、明代の禁令と官窯瓷器との関係に言及する予定である。

シンポジウム「明清史をジェンダー主流化する」趣旨説明

「ジェンダー」は、民族(エスニシティ)・階級と並で重視される歴史学の重要な分析概念です。人は必ず性別を持つとされており、性別によって期待される／実際のあり方が異なるので、人間の社会を研究する時には、それがどのような性別の人であるかに常に留意する必要があります。しかしこれまでの研究では、(史料の制約もあり)多くの場合、「人」とは無意識のうちに男性、とりわけその社会で主流の男性(中国史の場合、漢族の士大夫男性)が念頭に置かれる傾向がありました。こうした状況を突破して、それまで忘れられていた存在を歴史(研究)の主体／対象として復権させる動きは、女性史の研究として始まりました。ご承知のように、中国史の分野では小野和子『中国女性史』(1978年)が世界的にもその嚆矢となりました。

*「ジェンダーgender」は、簡単には自然的・生物学的性別である「セックスsex」に対する社会的・文化的性別とも説明されますが、現在、一般に使われる定義は「身体的差異に意味を付与する知」(J.スコット)というものです。

その後、女性史の研究は、性別がどのように政治・経済・文化等各分野の社会構造に組み込まれているか、その下で男女の人々がどのように生きてきたかを明らかにするジェンダー史の研究に発展してきました。そして、現在の歴史研究を含む人文・社会科学研究は、政治・経済・文化等の各分野の社会秩序がどのように性別(すなわち「人」をどのような存在と考えるか)を組み込んで価値の体系を構築しているかに、注意するようになってきました。こうした、ともすればあまり意識されてこなかった性別(ジェンダー)に自覚的に研究をすすめる、そうすることによって人間と社会に対する認識をより深く立体的なものにしていくという研究方向が、「ジェンダー主流化」といわれるものです。(「ジェンダー主流化」が、女性を中心に男性を脇に置こうとするような傾向だと誤解されることもあるようですが、そんなことはありませんので念のため。)

近年の明清史の研究でも、英語圏ではジェンダー史は研究の最先端を切り開く重要な分野となっています。今回の明清史合宿の世話人らのグループも、昨年『中国ジェンダー史研究入門』(京都大学学術出版会)を刊行し、これまでの中国ジェンダー史研究の成果をまとめ、中国史におけるジェンダーの構造と秩序の変遷について全体像を提示するという蛮勇を振るいました。今回の明清史夏合宿では、この本で示した課題をさらに深めて、明清史研究がより多くのジェンダー視点を備えてさらに活性化することを目指してシンポジウム「明清史研究をジェンダー主流化する」を企画しました。

シンポジウムⅠ<ジェンダー視点で再考する明清社会>では、明清の漢族社会およびそれを統治する朝廷のジェンダー秩序を多様な角度から再検討します。佐々木報告は、中国家族の父系原理と言われているものの内容と形成を朱子学の規範を見直して再検討します。黄報告は、清朝朝廷の漢族の民間出身嬪妃を手がかりに、満洲族の朝廷と社会との関係をジェンダー視点で再考します。Sommer報告は、清代にトランスジェンダーが巻き起こした事件から、当時の社会と王朝のジェンダー観を探ります。

今回ご報告をお願いした M. Sommer 氏は英語圏のジェンダー史研究を牽引している研究者であり、黄麗君氏は今年の台湾合宿に参加されたご縁でご報告いただくことになった方です。英語圏・中国語圏からの報告者を迎えて、それぞれの研究状況に詳しい小川快之氏、

L. グローブ氏のまとめと、五味知子氏による英語圏を中心としたジェンダー研究の動向紹介、国際的に活躍している上田信氏の広い視野からのコメントも含めて、明清史夏合宿がさらに国際的な議論の場となることも期待しています。

シンポジウムⅡ<アジア史における血縁構造とジェンダーの比較検討>は、前野報告は内陸アジアのモンゴル社会の、一方、豊岡報告は東南沿海部の海賊社会のジェンダー構造をそれぞれ検討します。「イスラーム・ジェンダー学の構築のための基礎的総合的研究」(科研基盤 A) を推進中の長沢栄治氏からのコメントも併せて、漢族の(主流)社会と比較しつつ、様々な社会の多様なジェンダー秩序のあり方の中でそれぞれの社会を考えます。

(小浜 正子)

シンポジウム報告 1

中国家族法の原理再考—思想史の見地から

佐々木 愛 (島根大学)

滋賀秀三『中国家族法の原理』。本書は美しいまでの整合性と一貫性をもった書であり、同書で記された「父子一体」「夫妻一体」「兄弟一体」の三原則に収斂される“中国家族法の原理”は我々中国史研究者にとって共通認識となってきた。ただし滋賀氏はこの「原理」は漢から清まで基本的に変化しないものと位置づけていたが、歴史的変化を重視する歴史学という立場からすれば、滋賀「原理」について再検証を試みるという姿勢も必要ではないかと考える。

従来、滋賀「原理」の検証が困難だった理由の一つは、それが原理、つまり本来どうあるべきと考えられていたか、についての研究であったことだった。たとえ史書を紐解いて「原理」にそぐわない事例が多く存在していたことを指摘したとしても、「原理」それ自体が存在しなかったということにはならない。原理とはあくまでも原理であり、現実にはそれが実践できない、実践されない、ということは当然あることだからである。しかし、思想史はものの考え方、つまり原理そのものを直接研究対象とする研究分野である。思想史という文脈のうえに滋賀「原理」を載せて考察してみることで、各時代における滋賀「原理」の存否を追っていくことは可能であろうと考える。

報告者はすでに、『中国ジェンダー史研究入門』所収の拙稿にて、滋賀「原理」の三原則を根底から支える「父子同気」という概念は、漢から清までというような超歴史的な概念ではなく、南宋・朱熹によってはじめて提示された概念であることを指摘した。しかし研究入門書という性格上、そのことを実証的に示すことまでは出来なかった。

そこで本報告では、滋賀的な「父子同気」の概念は朱熹以前には存在せず、また存在しえなかったことを実証的に示したい。そのうえで、朱熹以後明清期に至るその後の思想史的展開について展望を示したい。あわせて、未婚のむすめの祭祀上の位置の変容についても言及を行いたい。

[参考文献] 佐々木愛「伝統家族イデオロギーと朱子学」(小浜正子ほか編『中国ジェンダー史研究入門』京都大学学術出版社、2019年、所収)。佐々木愛「むすめの墓・母の墓—墓からみた伝統中国の家族」(小浜正子編『ジェンダーの中国史 (アジア遊学 191)』勉誠出版、2015年、所収)

乾隆皇帝的民人嬪妃

黃麗君（中山大學歷史系（珠海）副研究員）

依照清宮體制，后妃皆循滿蒙聯姻或八旗選秀制度入宮，身分理應全為蒙古或旗人。但筆者檢視內務府檔案，卻發現乾隆皇帝的純惠皇貴妃、慶貴妃、怡嬪、明貴人、祿貴人出身民間，身分實為漢女。其入宮時間不一，途徑待考。但在成為后妃之後，她們的家族逐一被抬入內務府三旗，成為旗人，獲得皇室的養贍。然而，對比包衣出身的嬪妃家族幸得皇寵，有機會抬出內三旗的制度規則。這些民人嬪妃僅能抬旗入包衣旗，不但顯示出清代滿漢階層的差異性，同時也反映出族群身分的流動性，並非判然兩分。

基於滿漢通婚的禁令，乾隆皇帝命民人家族入旗，亦有加強管理的意味。民人嬪妃入宮之後，皇帝命外派江南稅差的內務府包衣安寧、舒文、普福、伊齡阿等人，嚴格管理嬪妃家人在當地的活動，避免消息走漏，聲張滋事。包衣稅差管理后妃家族並不容易，稍有不慎，便受譴革職。清代宮壺肅清，向來難窺奧秘。考究民人后妃的“外戚”家族，除可得窺清代宮廷管理的其一側面，亦可探討皇帝對於滿漢通婚政策的心態與立場。

最後，本文想要回到后妃的主體性來思考。這些后妃入宮之後，際遇不同。怡嬪祿貴人默默無聞，不見記載。明貴人的入宮雖然傳聞與繼妃那拉氏被廢有關，但她似乎並未持續得到皇帝的愛寵。相較之下，純妃與慶妃的榮顯更為持久，她們多次陪伴出巡，與皇帝關係親密。純妃入宮甚早，育有永璋、永瑤與和嘉公主。慶妃甚至撫育嘉慶皇帝成人，“與生母無異。”從純妃與慶妃的經歷得見，漢女的出身並未限制她們的發展與愛寵。而本文藉由相關案例的討論，則欲思考清代族群與性別政治的不同面向。

[報告者紹介] 臺灣大學歷史系博士課程修了後、臺灣大學歷史系博士後、中央研究院歷史語言研究所博士後を経て、現在、中山大學歷史系（珠海）副研究員。

[主要業績] 〈一枝獨秀？——道光朝以後內務府完顏氏家族的當差與經濟狀況〉，《中央研究院近代史研究所集刊》90（2015，台北）。〈我朝之大儒也——清初滿漢文翻譯家完顏阿什坦仕宦生平考〉，收入李其霖主編，《宮廷與海洋的交匯》（臺北：淡江大學出版中心，2017）。〈加恩舊臣：清代內務府的包衣廕生〉，《吉林師範大學學報（人文社會科學版）》1（2017，四平）。〈和素及其譯作《七本頭》研究〉，《臺灣師大歷史學報》58期（2017，臺北）。《化家為國：清代中期內務府官僚的定制化歷程》（臺北：國立臺灣大學出版社，預計2019年出版）、等。

Transgender and Official Panic in Qing Dynasty China Presenter

Matthew H. Sommer (Stanford University)

This talk presents three case studies from eighteenth and nineteenth century China of anatomical males who lived as women, while carefully concealing their assigned sex from others. One presented herself as a widow and had a successful career as a midwife for thirty years. Two others made a living as spirit mediums, and enjoyed long-term relationships with male partners whom they served as wives. All three were eventually exposed, with disastrous consequences. What were the circumstances of these individuals' lives, and how did Qing officials interpret their violation of normative gender boundaries?

[報告者紹介] Matthew H. Sommer 氏は、Stanford University, Department of History の Professor で、英語圏の明清ジェンダー史研究を牽引してきた。最初の著書 *Sex, law, and society in late imperial China*, Stanford University Press, 2000 は、法の変遷から清代に身分によるのではなくジェンダーによって性道徳が課されるようになったことを論じた、明清ジェンダー史の必読文献。近年刊行された *Polyandry and wife-selling in Qing dynasty China : survival strategies and judicial interventions*, University of California Press, 2015 は、多くの裁判資料の分析から、上流社会の一夫多妻に対して下層社会の典妻や売妻などの現象を一妻多夫という視点でとらえた斬新な著作で、岸本美緒氏による「批評と紹介 マシュー・H・ソマー著『清朝中国における一妻多夫と売妻：生存戦略と司法的干渉』『東洋学報』98-4、2017年、がある。日本語で読めるものは、「晩期帝制中国法における売春——18世紀における身分パフォーマンスからの離脱」(小特集「後期帝政中国における法・社会・文化」『中国—社会と文化』(中国社会文化学会) 12、1997年等。

モンゴル遊牧民の血縁構造と近世モンゴルの女性たち

前野 利衣 (学術 SPD/早稲田大学文学学術院)

本報告は、モンゴル遊牧民社会の血縁構造、特に社会構造・婚姻原則・相続について概観し、明清時代の漢人社会・海域との比較材料を提示するものである。

モンゴル遊牧民の社会では、父系氏族を基礎として集団が形成され、通婚や相続が行なわれていた。16-17 世紀においても、チンギス=カンの直系子孫（ボルジギン氏族）がハーン（最高君主）となり、領主層はボルジギン氏族と複数の有力姻族によって形成された。婚姻形態は一夫多妻・多妾婚であり、外婚規制によって異なる氏族との間でいくつもの姻戚関係が結ばれた。これが氏族間の結びつきを強め、同盟や安全保障の役割を果たしたとされる。父を同じくする諸子間での嫡庶の区別は厳密であり、母方の出身氏族が嫡出子間の序列を左右するなど、母系も重視されていた。

また、世界的に数多くの例があるように、逆縁婚（特にジュニアレヴィレート）の慣習が見られる。その目的は、寡婦の独自の財産を嫁した氏族にとどめ置くこと、姻族との紐帯の維持、寡婦の生活・社会的立場の保障などにあったと説明される。家産の相続については、末子(ばっし)相続とも呼ばれる分割相続の形を取り、長じた子から順に家畜を主とする財産を相続して独立し、最後まで残る末子が父母の財産を相続した。

さて、モンゴルと明・清との関係を確認すれば、元がモンゴル高原に退却して以来、モンゴルは明からは独立していたが、1634 年には南モンゴルの大半が、17 世紀末には北モンゴルが清皇帝に服属し、モンゴルはここに独立を失うことになる。中央ユーラシア東部の勢力図が激動するこの時代、モンゴルの領主層の妻たち（モンゴル語でハトン）は、軍事・交渉・相続などの諸方面で活動していたことが史料上確認できる。また、モンゴル人自らの手になる歴史書であるモンゴル年代記も、理想の女性像として「賢く勇敢」なハトンたちの姿を繰り返し描いている。このような遊牧民社会の女性像は、同時代の漢人社会の理念とは異なるものであり、比較対象として考察の意味があると考えられる。

[参考文献] 宇野伸浩 (2014) 「モンゴル帝国の皇后とチンギス家の婚姻戦略」(三成三保・姫岡とし子・小浜正子編『歴史を読み替える ジェンダーから見た世界史』大月書店: 112-113)。宮脇淳子 (1990) 「中央ユーラシアの草原にて——歴史に見る女性像」東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所『通信』70: 21-28. Serruys, H. (1987) *The Mongols and Ming China: Customs and History*, London: Variorum Reprints.

[報告者紹介] 日本学術振興会特別研究員 SPD (早稲田大学/文学学術院/東洋史研究室)。専門は 17 世紀モンゴルの政治史。論文に、「17 世紀後半ハルハ=モンゴルの権力構造とその淵源: 右翼のチベット仏教僧に着目して」(『史学雑誌』126-7、2017 年)、「ジノンの地位とその継承過程からみた 17 世紀ハルハ右翼の権力構造」(『内陸アジア史研究』32、2017 年)、共訳(杜家驥著)「清初八旗政権の性格とその変遷」(『満族史研究』14、2015 年)などがある。

「嘉慶海賊」のなかのジェンダー

豊岡 康史 (信州大学)

1780年代から1810年ごろまでの四半世紀程度、浙江から広東までの沿海地域で海賊活動が広範に発生した。特にその活動が活発に行われたのが嘉慶年間(1796-1820)であったことからこの海賊活動は「嘉慶海賊」と総称する。本報告は、「嘉慶海賊」のなかでのジェンダーのありかたについて、漢人居住地域の一般的状況や、フロンティアにおける状況、沿海漁村における状況との比較を通じて、その特徴を提示しようとするものである。

「嘉慶海賊」参加者の大半は、沿海部の漁民や船舶を運行していた人々であった。彼らのほとんどは海賊行為の被害に遭って拘束された人々であった。海賊たちは拘束した人々を仲間に組み込んで、勢力を拡大していた。この行動様式には18世紀を通じて発生した人口増にともなう人口余剰がもたらした2つの要因があった。第一に、18世紀末の清朝沿海部では、他の辺境と同様に人口増に伴って生活水準は悪化し、拘束されても日常生活に戻ろうと思うような条件が存在していなかった。また、海賊集団側も拘束した人間を売却する事もできず、さりとて拘束者が多すぎ、すべてを殺害するコストを引き受けることもできなかった。18世紀末以降、価値がそれほどない余剰人口が行くあてを失い、その一部が海上を漂い、同じ境遇の人々を襲い、仲間に組み込んでいったのである。これらの人々がつくる多数の海賊集団は、清朝政府の鎮圧活動により、離合集散を繰り返した。10年程度組織を維持できた海賊集団として、広東中部の鄭一・鄭一嫂・張保仔集団、西部の麦氏集団、閩浙海域の蔡牽集団、朱潰集団などが挙げられるが、多くは長くても数年で崩壊していた。

このように極めて脆弱な人間集団のなかのジェンダー構造の要点を示すと以下のようになる。男女比は7:1程度で沿海の出漁者の割合と同様。女性の価値(尊重ではない)は男性よりは少し高めに設定されてはいたけれども、リプロダクションが重視されていたようには見えず、実子への権限委譲は皆無である。また、一般的漢人社会で見出されるジェンダー規範や、士・庶や良・賤などの秩序の影響を見出すのも難しい。首領の妻が強い権限を振るうことがあるが、これは同時に首領と個人的な関係(同性愛関係含む)を持つ男性の強い権限と対になるもので、むしろ男女ともに権限を持つものとの個人的な紐帯によって集団内の影響力が決まることを示しているとも言える。

ジェンダーをふくむ秩序は、人間集団・人間関係・社会構造の長期的な維持コスト抑制とからんで成立していくものである。とするならば、刹那的に形成される脆弱な人間関係の束のなかではいかなる秩序も強固に形成される必要はないのではないだろうか。本報告で提示される事例が「先のない」人々にとっての秩序とはいかなる意味があったのかを考える縁となれば幸いである。

[参考文献] ジョー・スタンリー編著、竹内和世訳『女海賊大全』東洋書林、2003年(原著: Stanley, Jo, ed., *Bold in her breeches: Women pirates across the ages*, London: Pandora/Rivers Oram, 1995)。豊岡康史「中国海賊イメージの形成」(東洋文庫編『東インド会社とアジアの海賊』勉誠出版、2015年)。豊岡康史『海賊からみた清朝: 18・19世紀の南シナ海』(藤原書店、2016年)。張中訓「清嘉慶年間閩浙海盜組織研究」(『中国海洋發展史論文集』第二輯、台北: 中央研究院三民主義研究所、1986年)。

[報告者紹介] 信州大学学術研究院人文社会系/人文学部/大学院人文科学系研究科准教授。
専門は18-19世紀を中心とする清朝政治・経済史。論著に『海賊からみた清朝：18-19世紀の南シナ海』（藤原書店、2016年）、共編著『銀の流通と中国・東南アジア』（山川出版社、2019年）、共著「嘉慶四（1799）年正月・二月/三月/五月上諭訳注」（『環日本海研究』など、2018年～）などがある。

参加申し込みについて（入力方法）

今回も、メールにより参加の申込をお願いします。7月15日までに専用アドレス（mingqingshi2019@gmail.com）に、件名「明清合宿申込（お名前）」でメールをお送りください。その際、添付のエクセル「明清合宿2019申込(お名前)」の薄い青色の行の部分にご入力いただき、ファイル名の（お名前）の部分をご自分の名前に変更して添付して下さい。ご家族での参加（子供を含む）の場合は、エクセルに人数分の行を入力して下さい。

以下の要領でエクセルファイルに入力をお願いします。

- A*お名前：ご入力ください。
- Bお名前ふりがな：ご入力ください。
- C性別：選択してください。（男性/女性/その他）
- D*ご所属：ご入力ください。
- E*属性：ご入力ください（教員、助教、学振PD、修士2年、など）
- F*専門分野、研究テーマ：ご入力ください（20字以内）。
- Gご住所：ご入力ください
- H*メールアドレス：ご入力ください。
- I申し込み区分：選択してください(一般/学生)
- J参加日程：選択してください。全日程（2泊3日）参加で特別な要望がない場合、K以下はすでに選択済みなので選択不要です。
- K～Q 食事と宿泊：1泊2日など全日程参加でない方は選択してください
- R個室：希望される場合は選択してください。1泊につき+5,000円をお願いします。
- S保育サービスの利用：利用される方は「要」を選択してください。
- T保育サービス利用の場合の詳細：保育サービスを利用される方は、お子さんの年齢・性別・利用日（全日程／○日午後～○日午前、等）をご記入ください。
- U 合計支払金額：次ページの「参加費について」をご覧いただき、各自計算の上、ご記入ください。
- V その他ご要望：食物アレルギーのある方（追って具体的なアンケートをお送りします）、領収書の宛名などの指定がある方、その他の要望は、ここにご記入ください。

なお、*の項目（Aお名前、Dご所属、E属性、F専門分野・研究テーマ、Hメールアドレス）は、参加者名簿に転載して当日プリントアウトを配布しますのでご承知おきください。（不掲載希望項目がある場合は明記してください）

☆ご不明な点がございましたら、mingqingshi2019@gmail.comまでご連絡ください。

参加費について

☆参加費（宿泊飲食費・諸経費含む）については以下のようにさせていただきます。

一般（日本学術振興会特別研究員 PD・DC・RPD を含む）：28,000 円
学生：22,000 円

（部分参加の場合）

- ・1泊2日（夕食・朝食付き）の場合：一般 14,000 円、学生 11,000 円
- ・27日昼食代（全日程参加でない方）1,200 円。
- ・明清史合宿の趣旨としては、宿泊を前提としておりますが、やむを得ない事情により日帰りされる場合は、参加費 3,000 円を徴収させていただきます。夕食をご一緒される場合は、別に夕食代 7,000 円を申し受けます。
- ・個室を希望される場合は1泊 5,000 円を申し受けます。ただし、マホロバマインズ三浦はマンションタイプのホテルで、寝室は個室となりますが、トイレ・洗面は6人程度で共有となりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

☆保育サービス費用：子供一人 5000 円／日（半日は 2500 円）

- ・会議に参加しないご家族（大人）も一般料金を申し受けます。
子供の宿泊料は(一泊二食)は、小学生 7000 円／日、3 歳以上 5000 円／日、0～2 才（寝具・食事なし）施設使用料 1620 円です。

☆有職者の方を中心に懇親会費のカンパをお願いする場合がありますが、その際には適宜ご協力をお願いいたします。

- ・ご参加の方は、**7月22日**までに郵便局の次ページの振替口座にお振り込みをお願いいたします。次ページのような払込取扱票にご記入の上、送金していただくのがご便利かと思えます。恐れ入りますが、手数料は各自でご負担ください。なお、国外からご参加の方は、合宿当日にお支払いいただければ大丈夫です。
ご自身の参加費の額がわからない場合は、メールでご連絡ください。
また、今年は参加されない方で、明清史夏合宿をご支援いただける方がおられましたら、下記の口座に、払込票通信欄にその旨記入してお振込いただければ幸甚です。物品をご提供いただける場合も、事務局までご一報いただければ幸いです。
- ・なお、やむを得ない事情によりキャンセルなされる場合は早めにご連絡ください。**8月20日**以後はキャンセル料をいただく場合がありますので、ご了承ください。キャンセルの連絡をいただいた場合には、こちらから確認メールを出しますので、ご確認ください。

振替口座番号
 (口座記号番号) 00140-6-792212
 (口座名) 明清史夏合宿 2019 の会

銀行送金の場合
 (金融機関名) ゆうちょ銀行
 (店名・店番) 〇一九 (ゼロイチキュウ) 店 (019)
 (預金種目) 当座 (口座) 振替口座と同じ
 (口座番号) 0792212

払込取扱票記入例

00		払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
口座記号	001406	口座番号(右詰めで記入)	792212	金額	金額を記入
加入者名	明清史夏合宿2019の会		料金	備考	
通信欄	<p style="text-align: center;">通信・連絡事項 (全日程参加28,000円)等</p> <p style="text-align: center;">ご住所・お名前・ご連絡先記入</p>				
依頼人	お名前		日	附	印
<small>裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) これより下部には何も記入しないでください。</small>			<small>記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 切り取らないでお出しく下さい。</small>		
<small>この受領証は、大切に保管してください。</small>					